

ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた
関係閣僚等会議ワーキンググループ（第 6 回）

日時 令和 3 年 7 月 9 日（金） 15：50～17：20

場所 ラーニングスクエア新橋 6 階 ABC 会議室

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

お待たせいたしました。ただいまから、第 6 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを開催いたします。本日は、新型コロナウイルスの対策として、各道県から御参加の皆さまにつきましてはテレビ会議での対応とさせていただいております。また、東京会場の参加者には、マスクの着用、検温、アルコール消毒をお願いしております。なお、今回もインターネットによる中継を行っておりますので、御出席されている方々におかれましては御承知おきください。

まず、本日の参加者の御紹介をさせていただきます。北海道、土屋俊亮副知事。青森県、山中崇裕農林水産部水産局長。岩手県、戸舘弘幸復興防災部長。以上のお三方でございます。なお、戸舘部長につきましては、公務の御都合で途中で退席されることとなっております。

次に、国側の参加者の御紹介をさせていただきます。経済産業省、江島潔副大臣兼原子力災害現地対策本部長。

○江島 経済産業副大臣

よろしく願いいたします。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

復興庁、横山信一副大臣。

○横山 復興副大臣

よろしく願いします。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

農林水産省、葉梨康弘副大臣。

○葉梨 農林水産副大臣

よろしく願いします。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

環境省、堀内詔子副大臣でございます。

○堀内環境副大臣

よろしくお願いします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

加えて、経済産業省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、消費者庁の担当者が会場に参加しております。

なお、オブザーバーとして、東京電力から、福島第一廃炉推進カンパニー小野明プレジデント。

○小野東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニープレジデント

よろしくお願いします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

福島復興本社高原一嘉代表。

○高原電力ホールディングス株式会社福島復興本社代表

よろしくお願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

お2人に参加いただいております。また、申し遅れましたが、本日司会を務めます、資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監の須藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

それでは、開会に当たりまして、座長の江島経済産業副大臣からごあいさつを申し上げます。

○江島経済産業副大臣

まずは、本日は御多用の中お集まりいただきますこと、お礼を申し上げます。政府が4月の13日にALPS処理水の処分に関する基本方針を決定いたしましてから約2カ月半がたったところでありますが、その間、政府としては、できる限り多くの方に方針決定の経緯、それから方針の内容についての理解を頂くべく取り組んできたところでございます。また、5月の末以降から、福島県、宮城県、茨城県等におきまして、合計5回にわたってワーキンググループを開催いたしまして、さまざまな方々との意見交換を行ってきたところでございます。こうした中におきまして、この基本方針決定に当たっての国内外の理解醸成が不十分であり、また、更なる徹底的な対応が必要である点。

失礼しました。マイクが入ってなかったということで、大変失礼いたしました。

改めてもう一度少しお話しさせていただきます。4月の13日にALPS処理水の処分に関する基本方針を決定してから2カ月半がたったところでございます。その間、政府ではできるだけ多くの方々に方針決定の経緯、それから方針の内容についての理解を頂くべく取り組んできたところでございます。5月の末以降、この福島、宮城、茨城の3県におきまして、合計5回にわたってワーキンググループを開催しまして、さまざまな方々との意見交換も行ってきたところであります。この中で、基本方針決定に当たっての国内外の理解醸成がまだ不十分であり、更なる徹底的な対応が必要である点、それから風評払拭（ふっしょく）に向けまして具体的な対策のパッケージを早急に示すことが必要な点、さらに、適切に賠償が行われるような仕組みを作っていくこと、これらの御懸念、御指摘を頂いているところでございます。

また、具体的な対策についてであります。これは、加工、流通、卸、小売り等のサプライチェーン全体に関わる方々を俯瞰的（ふかんてき）に捉えた対策が重要であるということ。また、地元の関係者だけではなくて、需要を創出する立場にある一般の消費者から理解を得るということが、この風評対策には大変重要であるということ。また、ちょうど今年が震災発災後10年になりますが、この10年のさまざまな風評対策というものが行われてきたところでありまして、これらの経験を踏まえて、消費者の信頼を高めるためには、行政の発信以外に、他の影響力を持った方々から安全性を発信いただくような、そんな仕組みが必要だという御意見も頂いたところでございます。こうした中で、皆さま方から頂いてきたこの御意見は、一つ一つしっかりと受け止めさせていただきまして、早急に着手できるものは速やかに手を打って風評対策につなげていきたいと考えております。

先般、宮城県、それから茨城県で開催したワーキンググループでは、今回の決定の背景、それから、検討の経緯につきまして、出席いただきました関係の団体の皆さまをはじめとして、県内の方々への更なる説明が必要という御指摘を頂きましたので、それを受けまして、早速日程調整の上、さまざまな形で説明会を行わせていただいているところでございます。今回、本日頂戴する御意見に関しましても、この夏に予定をしている当面の対策の取りまとめの中に最大限反映をさせていただこうと考えております。また、こうして御意見を頂いて対策に反映してくということは、これは継続的に行ってまいりたいと思っておりますので、いつでも、また、こういう点はこの御指摘がありましたら、どんどん御提案いただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

江島副大臣、ありがとうございました。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、これまで頂いた御意見と基本方針等における対応について、事務局から資料の説明を行い、その後、意見交換の時間を取らせていただければと思います。

それでは、事務局から資料3に沿って御説明させていただきます。お願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料3について御説明いたします。

まず、1枚おめくりください。目次に沿って資料の構成を御説明します。

この資料は、政府の基本方針の整理に沿って、安全の確保、国民・国際社会の理解醸成、風評対策など、5つの項目に分けて記載しています。それぞれの項目について、(1)として、下の注釈にございますように、昨年の御意見を伺う場など、公開の場で頂いた御意見について事務局で整理したものを記載しています。また、(2)として、基本方針の概要と該当箇所を記載しています。(3)として、基本方針決定後の主な取組について、(4)として、今度の検討課題を記載しております。それぞれの項目について概要を御説明いたします。

まず、安全性の確保についてです。2ページ目をご覧ください。安全性については、処理過程の透明性の確保が必要であること、そのために国際機関や地元関係者などによる客観的な確認が必要であること、モニタリングを丁寧 to 実施し、その結果について誰でも情報を見られるようにすることなどの御意見を頂いています。これを踏まえ、基本方針では、3ページ目にございますが、規制基準を順守することはもちろん、風評を抑制する濃度・量とすること、モニタリングについて地元自治体やIAEAに協力を頂きながら、国内外に透明性・客観性高く発信することなどを記載しています。

次に6ページ目でございます。基本方針決定後の主な取組ですが、安全性については、前回のワーキングでも御指摘を頂きましたように、政府や実施自治体である東京電力だけではなく、信頼性の高い専門家や国際機関などが客観的に確認し、透明性高く発信することが重要だと考えております。例えば、モニタリングについては、4月27日に、小泉環境大臣出席の下、モニタリング調整会議を開催しております。さらに、6月18日には、第1回の専門家会議を開催し、海洋モニタリングの地点・頻度など、具体的な議論を始めております。また、梶山経済産業大臣が4月14日にIAEAのグロッシー事務局長と面談し、日本の取組についてレビューミッションの派遣、環境モニタリングの支援、国際社会への発信などについて協力いただくことを確認しています。また、本日の未明ですけれども、IAEAとの間で、今後の協力について文書での確認も交わしております。この夏頃には第1回のミッションを受けるべく調整を進めております。

最後に今後の検討課題ですが、信頼性・透明性・外部の目といった観点から、具体的に、誰に、どのように、確認や発信に参画いただくことが適切か、モニタリングの測定地点や頻度・検出限界値などの考え方などを検討することについて記載しております。

次に、国民・国際社会の理解醸成についてです。7ページ目をご覧ください。今回の方針決定の背景や検討経緯など、どうして今回の結論に至ったかを丁寧に説明すること、漁業関

係者の理解を得る努力を行いつつ国内外に丁寧に説明すること、漁業者、国民の理解を得られない放出については反対であること、学校教育や社会教育なども含め、リスクコミュニケーションの対象・内容・頻度を充実させることなどについて御意見を頂いています。

これを踏まえ、基本方針では、8ページ目でございますが、ALPS処理水の安全性について、IAEAの協力を頂きながら科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信することを記載しております。その上で、方針決定時に別添した資料では、復興庁、消費者庁、外務省、農林水産省をはじめ関係各省が連携しつつ、放射性物質に関する情報発信や教育に取り組むことなどの具体的な対応を進めることとしています。

11ページ目以降に、方針決定後の主な取組を記載しています。例えば、自治体や漁業者への説明については、方針決定後、経産省だけでも約200回近くの説明会を行っております。その中で、漁業、農業など、生産者の皆さまへの説明に加え、そこで生産された物が消費者に届くまでのサプライチェーン全体に理解を浸透していただくことが大切だと考えております。

こうした観点から大消費地向けの説明会や業種別の説明会など、重点的な広報活動を充実させていくこととしており、早速着手しております。

情報発信の内容については、YouTubeでの解説動画やパンフレット、リーフレットなど、対象の関心に合わせたコンテンツを作成しています。また、分かりやすいQ&Aなどを作成、配布していく予定です。なお、4月には、平沢復興大臣の下、復興タスクフォースを開催し、関係省庁が協力して情報発信に取り組むことを確認しています。海外については、在外公館などから外国政府への説明を実施。誤った見解には随時反論をしております。また、JETROでは、海外食品バイヤーなどに直接正確な情報を提供しております。

最後に、今後の検討課題ですが、国内外に向けた効果的な発信のため、具体的な対象・内容をどのように充実させていくか、更に検討を深めていくこととしています。

次に風評対策についてです。14ページ目をご覧ください。これまでに、対策を検討するに当たっては地元の意見を十分に尊重し、反映していくこと、新たな風評を生じさせない取組を徹底すること、生産者・消費者・流通業者など幅広い対象に説明を重ねること、将来にわたり安心して事業を継続できるような仕組みを構築することなどの御意見を頂いています。これを踏まえ、基本方針では、漁業関係者への設備導入などの支援の継続・拡充、観光誘客促進などの支援、交流人口の拡大などに取り組むことを記載しています。

20ページ目に、基本方針決定後の主な取組を記載しています。まず、風評を生じさせないよう、生産・加工・流通・消費の各段階でそれぞれの理解を得るべく説明を継続しています。また、中小企業による販路開拓への支援、農林水産業者による海外販売販路開拓、海外バイヤーとのマッチングの支援、交流人口拡大の成功事例創出に向けたプロジェクト創出の支援等を行っております。

最後に、今後の検討課題ですが、今後、正に今回のワーキングの場を通じて決定後に生じている状況や今後の見込みを把握し、必要な対策を機動的に講じていく予定でございます。

次に、風評被害が生じた場合の対策についてです。22 ページ目をご覧ください。これまで多くの方々から、損害賠償について誠意を持って真摯（しんし）に取り組むべき、因果関係の立証などの負担を政府が負うべき、一律に賠償期間や地域を限定しないようにするべきなどの御意見を頂いています。これを踏まえ、基本方針では、風評被害には被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導すること、その際、被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しないなどの対応に取り組むことを記載しています。

25 ページ目に、基本方針決定後の主な取組を記載しています。4月27日には、経済産業省に処理水損害対応支援室を設置し、国としても東京電力を指導するだけでなく、賠償方針の策定に際しての働き掛けや、被災者の皆さまへの丁寧な説明などに取り組んでいきます。また、4月16日には、東京電力が対応方針を発表しています。東京電力ではこれに基づき、専門の問い合わせ窓口を立ち上げるなど、賠償方針の検討、損害額の推認に活用できる統計データの調査などを実施しており、この夏頃には、風評賠償の枠組みについて説明を開始できるように準備を進めております。

次に、将来に向けた検討課題についてです。26 ページ目をご覧ください。これまで、トリチウムの分離技術を開発すべき、実用化できる処理技術が確認された場合には柔軟に取り入れるべきなどの御意見を頂いています。また、東京電力・政府は、国民・地元からの信頼回復に努めるべきであるなどの御意見を頂いています。これを踏まえ、基本方針では、トリチウムの分離技術について新たな技術動向について注視していくこと、また、東京電力・政府には厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め信頼回復のための不断の努力を行うことを記載しています。

28 ページ目に、基本方針決定後の主な取組を記載しています。今回のワーキングの設置、その後の5回の開催をはじめ、皆さまの御意見を丁寧に確認していくこととしている他、東京電力において、トリチウムの分離技術について、技術評価についての専門性を持つ第三者が、新たな技術の評価や課題の明確化などを行うスキームを構築・発表しています。

駆け足でございましたが、説明は以上です。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

まず、本日御参加いただきました皆さまから御意見を伺った上で、その後、更に自由に意見交換を行いたいと思っております。御発言の順番でございますが、御公務の都合によりまして、岩手県の戸館復興防災部長からお願いしたいと思います。戸館部長、よろしく願いたします。

○戸館 岩手県復興防災部長

ありがとうございます。岩手県、復興防災部長の戸館と申します。江島経済産業副大臣、

横山復興副大臣、葉梨農林水産副大臣、堀内環境副大臣をはじめ、関係各省庁の皆さま、このたびは、こういったヒアリングの機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。また、復興庁をはじめ関係各省庁におかれましては、10年目を迎えている東日本大震災からの復旧・復興にお力添えを賜っておりまして、重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

では、ALPS処理水の処分方針決定に係る本県の市町村や漁業者の声について、まず紹介をさせていただきます。

今回の処分方針決定に際しまして、沿岸の全13市町村で構成され、東日本大震災からの復興などを協議する岩手三陸連携会議におきましては、海洋放出によらない新たな処理方法の検討、丁寧な説明と風評被害対策等を求める緊急要望書を、5月28日に経済産業省、農林水産省に提出しています。また、岩手県市長会は、水産業等への風評被害の発生は必至であり、影響は極めて甚大であることが憂慮され、東日本大震災後からこれまでの漁業者や関連産業の復興の努力を無駄にしかねないとして、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討することを求める特別決議を4月13日に行っております。さらに、岩手県町村会は、6月18日に、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を含めて、国の責任において検討することなどを要望しています。漁業者の声といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会会長は、マスコミの取材に対しまして、水産業全体を窮地に追い込む深刻な問題だなどとして、全国漁業協同組合連合会会長の声明を踏まえ、抗議の姿勢を示しています。この他、岩手県議会では、処分方針決定後の4月15日に、ALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書を提出しておりまして、県内8つの市町村議会からも意見書が提出されています。岩手県議会の今6月定例会では、4月の意見書提出以降、国による本県市町村や関係団体に対する説明の状況などについて取り上げられ、これまでのところ行われていないことを説明しております。

こういった声がかかる背景としては、本県の東日本大震災からの復興にはいまださまざまな課題があるということがございます。岩手県は、これまで震災からの復旧・復興に全力で取り組んできておりますが、おかげさまでハード事業を中心に着実に進捗（しんちよく）してまいりました。災害公営住宅および宅地造成が完成し、本年3月までに応急仮設住宅が全て解消しました。復興道路等は令和3年内に全線開通予定となっております。また、壊滅的な被害を受けた本県水産業の復旧・復興に向けて、養殖施設の一括整備、集荷場や作業場等の共同利用施設の復旧・整備などに取り組み、108の漁港は復旧が全て完了し、漁業・養殖業の基盤も復旧したところであります。

この中で、ハード事業についてはおおむね完了のめどは立っているところでありますが、こうした中で引き続き取り組むべき課題としては、心のケア・コミュニティ形成支援、移転元地や造成土地の利活用、事実と教訓の伝承・復興情報の発信、そして、なりわいの再生、大きく4つの課題が挙げられます。このうち、なりわいの再生に関しては、記録的な不漁により、主要魚種の水揚げ量が大きく減少し、水産加工業の業績の回復も遅れるなど、基幹産

業であります水産業・水産加工業は非常に厳しい状況にあります。また、観光業は、観光入込客数が震災前に近い水準まで回復してきたところでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年は大幅な減少に見舞われています。このような状況にありますことから、なりわいの再生に多大な影響を及ぼすこととなる今回のALPS処理水の処分方針の決定については、県内から、先ほど述べましたような不安、不満、懸念の声が上げられているものでございます。

こうした状況を踏まえまして、岩手県から、令和4年度政府予算要望といたしまして、ALPS処理水の処分について要望事項を新たに1つ起こして要望させていただきました。要望した内容につきましては、多核種除去設備等処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応を求めるものでありまして、本県においても、国が責任を持って、水産業をはじめとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望したものでございます。

本県の要望事項につきましては、6月17日に、令和4年度政府予算要望としてお伝えしたところでありまして、その際には、復興庁の平沢大臣、経済産業省の長坂副大臣から、本県においても丁寧に説明をしていくというお話を頂いたところでございます。岩手県といたしましては、国において、地元市町村をはじめとする県内市町村、農林水産業や観光業、商工業などの関係者に漏れなく丁寧な説明を行い、これらの方々の不安、不満、懸念の声を聴き取りいただき、真摯に慎重に対応していただくよう、改めてお願いを申し上げます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

戸舘部長、ありがとうございます。ここからは、菊池芳彦副部長に代理対応いただきます。

続きまして、北海道の土屋副知事からお願いをしたいと思います。北海道庁からは資料が提出されておりました、資料4としてお配りをされておりますので、御参照いただければと思います。それでは、土屋副知事、どうぞよろしくお願申し上げます。

○土屋北海道副知事

北海道副知事の土屋です。本日はこのような機会を頂き、感謝いたします。私から、資料4に基づきまして、北海道の水産物の輸出の現状、そして、北海道の要望を御説明いたします。

まず、番号が付いています1のグラフですけれども、これは、道産の水産物の輸出の状況です。東日本大震災前の2010年の輸出額は、真ん中ですが、342億円ということだったんですけれども、震災の2011年に301億円まで落ちました。特に水産物は、原発事故の影響で韓国向けのスケトウダラの輸出が減少するなど、大きな影響が発生した件がございます。このため、道では、右の丸2ですけれども、国では、回遊魚に関してモニタリング

を行っておりましたけれども、タラなどの定着性の魚種については北海道が独自にモニタリングを実施しました。検出の状況も年々減ってきましたけれども、更に中国とかシンガポールに出向いて、生産者団体と連携をしながら安全性のPRを行うなど、風評の払拭に向けた取組を実施して回復につなげてきた経過がございます。

こうした経過もあって、北海道の水産物の輸出は、丸3の円グラフですけれども、わが国の水産輸出の約3割を占めてございます。国では、2030年までの農林水産物、食品の輸出額5兆円という目標を掲げてございますけれども、北海道の水産物が重要な役割を果たしていると。グラフの丸4ですけれども、最近3年間の輸出を棒グラフで示しています。2018年は、2011年に比べると約2倍の624億円まで伸びてきましたが、北海道はその後、ホタテがしけ等で不漁になったり、あるいは最近のコロナの感染拡大で、残念ながら水産の輸出額は減少傾向にあるところでございます。しかしながら、減ったとはいえ、去年、2020年には、水産の輸出額は436億円。これは、道内港からの直接の輸出分ですけれども、水産の水揚げが、昨年で、約、北海道は2,000億ですけれども、全体を考えていくと、道外港からの輸出を加えたものを考えると、北海の水揚げ全体に占める水産物の輸出の比率というのは非常に高いものとなるところです。

それを品目別に見たのが丸5のグラフでございます。ホタテ貝が全体52%、以下は、ナマコ、サケ・マスとなつてございますけれども。その輸出先の国は、丸6でございます。一番多いのが中国、台湾、香港、韓国ということで、ここが約8割。その他にASEAN諸国というふうになってございますけれども、この8割の中国系の所というのは、これは全て、今回の処理水の放出について強い批判の声が上がっている地域ということになってございます。このため、今後、海洋放出が実施された場合は、ただでさえ現在はコロナで大きな影響を受けている本道の浜の皆さんに、先ほど御説明した原発事故の際に見られたような各国の輸出規制の強化、あるいは取引停止などが出た場合に大きな影響が出るということを強く懸念をしております。

これらを踏まえて、北海道としては、右に要望事項という形で4点書いてございます。

1点目は、江島副大臣もおっしゃっていましたが、関係者に対する説明と理解の促進でございます。国自身が、浜の皆さん、そして広く国民、更に諸外国の理解が得られるように、科学的なデータ、そして根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明を行っていただきたいと思っております。

2番目には、安全性の確保でございます。国の基本方針では、国際ルールに基づく規制基準を順守すると、そして、安全を確保するとしてございますけれども、浄化処理の確実な実施、そして測定、監視など、安全性および透明性の確保に万全を尽くしていただきたいと思っております。また、モニタリングにつきましては、継続、そして拡充するのと併せて、処理設備の能力向上などについて継続的に取り組んでいただきたいと思っております。

3点目は、風評被害の防止と影響の抑制でございます。国として風評を発生させない取組を確実に進めていただくとともに、仮に風評、あるいは諸外国の輸出規制があった場合は、

万全の対策を講じていただきたいと思います。また、処理水の処分というのは 30 年と長期におよびます。対策を長期的、そして安定的に取り組むためには、国としてしっかりと財源の確保措置というのを講じていただきたいと思います。

最後 4 点目は、風評が発生した場合の対策でございます。徹底した対策を講じてもお風評被害が発生した場合は、浜の皆さんの経営、そして、加工とか流通を含めて道民生活に影響が生じないように、確実かつ迅速な賠償を行っていただくように東電を強く御指導いただきたいと思います。また、その損害確認についても、被害者の方々の御負担を軽減するように東京電力の方々を強く指導するなど、国として責任を持って対応していただきたいと思っております。以上、北海道からの要望事項の説明でございます。

よろしく願いいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

土屋副知事、どうもありがとうございました。

それでは、次に、青森県、山中農林水産部水産局長からよろしく願いいたします。

○青森県農林水産部水産局長

青森県農林水産部水産局長の山中と申します。よろしくお願いたします。

A L P S 処理水の処分については、県内の漁業者からも風評を懸念する声が上がっております。本日は、これら、本県漁業者の声の下、県水産行政に携わる者として意見を述べさせていただきます。

青森県はホタテガイやサバ、スルメイカなど、さまざまな魚介類が漁獲され、統計のある直近年として、令和元年においても、海面漁業・養殖業生産量は 18 万トンで全国 5 位、産出額は、526 億 7,000 万円で全国 6 位であり、漁業就業者数は 8,000 人あまりで、北海道、長崎県に次いで全国 3 位となっております。

このように全国有数の水産県である青森県ですが、震災により多くの被害を受けました。震災が発生してから 10 年間、漁業者をはじめ関係者が一丸となって早期復旧に取り組んできたところです。また、福島第一原発事故後における国が実施する水産物の放射性物質モニタリング調査についても、この 10 年間、漁業者とともに協力してきており、昨年度も 27 魚種、230 件の調査が行われたところですが、国によっては水産物の輸入規制措置を受けるなど、10 年が経過した現在においてもいまだ規制撤廃に至っていない所もあります。

このような中、政府による福島第一原発の A L P S 処理水の処分について国の基本方針が決定されました。

この決定に対し、青森県漁業協同組合連合会および青森県漁業経営安定対策本部からは、A L P S 処理水の海洋放出について、全国漁業協同組合連合会と歩調を合わせ、国民に対する処理の的確性の説明を求め、絶対に風評が起らない万全の体制でなければ断固反対の意思を貫くとの意見が出ております。

国の基本方針では、政府は風評影響の最大限の抑制や産業の本格的な復興の実現に向けて必要な対応に全面に立って取り組むと示されています。

青森県としては、国の基本方針のとおり、政府が責任を持って対応いただきたいと考えており、全国知事会を通じ、国の基本方針等について、水産業をはじめとする関係団体に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続して行うことや、新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じることなどを提言させていただいているところです。

また、国の基本方針では、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等で実施するなど、放出前および放出後におけるモニタリングを強化・拡充するとしています。

青森県としては、従来のモニタリングを継続することはもとより、水産物の安全・安心を担保できるよう、今後のモニタリングについても国が責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。以上です。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

山中局長、ありがとうございました。

それでは、お三方から一通り御発言を賜りましたので、ここで、国、東京電力から回答を行いたいと思います。順番でございますが、政務の皆さまから御発言を頂いた後、事務方からの補足、その後で東京電力からの回答とさせていただければと思います。

まず、江島経済産業副大臣からお願いいたします。

○江島 経済産業副大臣

今日は、お三方から貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。私の方から順に、項目別に返答させていただこうと思います。

まず、震災からの復興というのは、これは依然として政府の最重要施策であるということには間違いございません。その中で、今回のこの基本方針というのは復興に必要な不可欠である廃炉、これを着実に進めるということが目的でございます。

そして、この方針決定をした際に、菅総理からも、国が責任を持って引き続き復興に取り組むということについて明確に指示を頂いているところでございます。政府一丸となりまして、この基本方針に記載した対策について責任を持って進めてまいりたいと思います。

また、安全性について、土屋副知事からも幾つか御指摘を頂いたところでありますけれども、ALPS処理水を今後扱うに当たりまして、安全性の確保というのは、これは大前提になっていると思います。基本方針の中では、政府、そして東京電力による信頼回復の取組が大変重要であると記してあります。また、併せまして、この2者以外にも第三者、そして外部の目を取り入れて、客観性や透明性を確保していくということを明記しているところでございます。方針決定以降も、経産省の梶山大臣がIAEAのトップと面談をしております、処分方法あるいはモニタリングを厳しく確認をしていって、その結果をIAEAによって国内外に発信をしてもらうということに合意を得ているところでございます。この辺に

関しましては、ぜひとも信頼できる国際機関との共同作業ということで進めてまいりたいと思います。モニタリングの件に関しましては後ほど堀内環境副大臣からもまた御説明があるかと思いますが、モニタリング会議での議論、あるいはIAEAの評価などを通じまして、しっかりと具体化を進めてまいりたいと思います。

また、御指摘を頂きました処理水の処理設備の能力に関しましては、これは十分に確保されているかということは、安全性を確保する観点からまた確認してまいりたいと思います。

国民・国際社会への理解の醸成という観点からは、今、申し上げましたIAEA等の協力も頂きながら、科学的根拠に基づく情報を、専門家だけではなくて、分かりやすく一般国民が理解できるような形での発信に努めてまいりたいと思ひ、そういうことを基本方針の中で盛り込んでいただいております。既に、地元自治体、あるいは農林水産業関係者の皆さまへの説明をさまざまな機会を使って行っているところでありますが、既に4月の13日以降、本日まで200回近くの説明会を、場所を変え、時間を変え、行っているところであります。今後、御指摘を踏まえまして、ぜひ、各道県における説明会というものも開催をしてみたいと思います。説明会に関しましては、震災後10年たっており、10年の経験というものがございまして、風評対策等に関しましては、これらの経験・知見も生かしながら取り組んでいきたいと思ひます。

これは、例えば、風評被害に関しましては、生産者だけではなくて、バイヤー、流通、卸、小売り等々のサプライチェーン全体に関するメンバーの皆さま方に一体的な説明を行っていただくという方法も採らなければいけないと思ひます。それから、また、全国の観光団体の協力を得まして、事業者向けの被災地の現地視察ツアー、こういうものを作って現場を見ていただくというような計画も、今、考えているところでございまして。

それから、若い世代、いわゆる大学生とか高校生に対する出前講座も実施しているところでございまして。それから、若い方に限らず無関心の方というものもたくさんいらっしゃいますので、こういう方々も含めて情報に接していただく機会というものをぜひ作っていきたく思ひます。

また、風評という点に関しましては、何といたしても、大消費地の消費者というものが一番大きな対象となりますので、大消費地に重点特化した広報活動もこれから取り入れていきたいと思ひます。

海外に関する情報発信でありますけれども、現時点、なかなか、私どもが直接海外に行くわけにもまいりませんので、現時点では、在外の大使館、総領事館を通じまして、各国政府への説明を行っているところでございまして。

場合によっては、外国から、2年後の放出ではなくて、すぐにでも日本が海洋放出したというような勘違いをして、意見が出てくることもありますので、そういう誤った見解に関しましては、随時丁寧に説明を重ねているところでございまして。

風評被害が、何といたしましても、一番大きな観点になってくるわけでありまして、まずは風評被害を起こさないという観点から全力を挙げて、すぐにでもできる事柄を取り

組んでまいりたいと思っております。

また、多くの漁業者の皆さま方からは、やはり、将来にわたって漁業を継続していけるような環境を、ぜひ、政府も責任を持って取り組んでくれという強い御意見も頂いておりますが、この点に関しましても、十分この御意見を踏まえた取組をぜひできればと思います。経産省からは以上でございます。

○須藤 廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。

それでは、横山復興副大臣からお願いいたします。

○横山復興副大臣

今日は、3道県の皆さまから大変貴重な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。復興庁としましては、このALPS処理水の処分が復興の支障とならないようにすることが最重要であると考えております。決して風評影響を生じさせないという強い決意の下で徹底した対策に全力で取り組むという決意でおります。

4月22日になりますけれども、復興庁としまして、風評対策タスクフォースというのを立ち上げました。これは、政府一丸となって関係省庁が連携をして正確な情報発信をする、そのために立ち上げたものであります。ここで確認をさせていただいたことが4点あります。1点目は、今申し上げた、正確な情報を発信するという事。2点目は、地元の思いを受け止めながら密に連携して発信をするということ。そして、3点目には、海外に向けて関係省庁が連携して戦略的に発信すること。そして、4点目には、国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信することということを確認させていただきました。その上で、各省庁、具体策を取りまとめている最中でありまして、この関係閣僚等会議の中間取りまとめに、このタスクフォースでの意見を反映させていきたいと考えております。

復興庁での具体的な風評対策の取組についてでありますけれども、ALPS処理水については、分かりやすいチラシというのを発信しております。これは、小学生でも分かるというところを前提として作り上げておまして、A4裏表の簡略なものであります。ポイントを押さえたものを作らせていただいております。また、海外に向けては、Fukushima Updates というポータルサイトを立ち上げました。このFukushima Updates につきましては、FAQを掲載しておまして、この内容の充実に向けて準備を進めております。このFukushima Updates につきましては、日本語の他に、英語、中国語の繁体と簡体、そして韓国語でこれを発信しております。

それから、丁寧な説明をとという御意見がございましたけれども、この問題に関しましては、国民や関係者のご理解が極めて大事だと認識をしておまして、今回の方針決定を踏まえて、これから風評対策についてしっかり説明をしていく必要があると考えております。風評影響を最大限に抑制するために、本日頂いた御意見等を踏まえつつ、対応すべき課題や必要

な対策についての検討を更に深め、徹底した風評対策に政府一丸となって取り組んでまいります。

それから、海外に向けての取組の中には、先ほど江島副大臣も在外公館への訪問というお話がありましたけれども、私自身も在外公館への訪問を続けております。その中で、処理水の話にかかわらず、そもそも輸入規制全般の撤廃に向けても取り組んでいるところがございます。今後こうした大使館訪問を継続してまいりたいと考えております。復興庁からは以上でございます。

○須藤 隆・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。

それでは続きまして、葉梨農林水産副大臣、お願いいたします。

○葉梨 農林水産副大臣

本日は、3道県の皆さま、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。今回のALPS処理水の海洋放出によって、風評被害を発生させないようにしなければいけないのですが、もしも発生した場合には、最も被害を被るであろう産業は水産業ですが、3道県はいずれもこの水産業が基幹産業であるということで、切実な声を聞かせていただきました。岩手の戸舘部長、青森の山中局長からも漁連の意見等をお聞きしましたし、また、北海道の土屋副知事からも輸出への影響等の懸念をお聞きいたしました。農林水産関係者は、被災後、この10年間、その再生に取り組んでこられたわけですが、それに寄り添って再生を支援するわれわれの立場としても、その懸念というのはよく理解をできます。お三方からいろいろとお話がありましたけれども、生産現場において、しっかりとした情報が提供されて、そして理解が得られるように、私どもとしても、農林水産業者に寄り添う立場としてしっかりと情報提供を行っていかなければいけないと思います。

その上で、モニタリングの話もございました。獲れた魚のトリチウムについてのモニタリングを国としても責任を持ってやっていかなければいけないと思います。そういったエビデンスをしっかりと出しながら、販路の拡大ということで、復興の事業の中で流通加工業者の方々もしっかりと支援をしていかなければいけないと思います。

また、輸出への影響の懸念も、北海道の土屋副知事からございました。7月1日に、農林水産省において、輸出・国際局という新しい局が発足しました。また、昨年9月には、農林水産省が総合調整権を持つ形で農林水産物・食品輸出本部が発足し、その後シンガポールなども5月に輸出規制を解除していただいたわけですが、引き続き、その動きを止めてはいけないということで、しっかりと努力をしていかなければいけないと思います。

そして、万が一、風評被害が発生した場合には、私どもは特に水産業者、農林業者とは近い立場にございますので、そういった方々の御懸念をしっかりと東電の方に伝えていくような努力もさせていただきたいと思っております。

また、不漁問題につきまして、昨今はサケ、スルメイカ、それからサンマ、いずれもこの3道県が主産地でございますけれども、その不漁が非常に顕著になっているということで、私どもも、不漁問題に関する検討会というのを立ち上げて、その原因究明等を行いながら、今後ALPS処理水とは別途、不漁対策をしっかりと検討して進めていきたいと考えておりますことを付言させていただきます。農林水産省からは以上です。

○須藤 磨 汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。

それでは、堀内環境副大臣、よろしく願いいたします。

○堀内 環境副大臣

ありがとうございます。環境省です。本日は、3道県の皆さま方から大変貴重な意見を賜りまして、ありがとうございます。

先ほど葉梨副大臣から、いわゆる水産物についてのモニタリングのお話でしたが、環境省におきましては、これまでセシウムに関する、いわゆる海域環境のモニタリングを実施させていただいてまいりました。今後は、トリチウムについても、海域でのモニタリングを行ってまいりたいと思っております。

先ほど事務局から説明もございましたように、4月27日には、小泉環境大臣が議長を務めますモニタリング調整会議を開催し、関係省庁が連携して海域環境のモニタリングを進めることとなりました。

そして、また、6月18日には、海域環境のモニタリングについて、専門的見地からご助言を頂くために、ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議を開催したところでもございます。測定地点や頻度については、今後、専門家会議からの助言を踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。今後、実際にモニタリングを行う段階においては、分析結果についてIAEAの協力を受けながら複数の分析機関で相互に比較することなどを通じて、信頼性を高めてまいりたいと思っております。

また、先ほど来お話に出ております海外への発信についてでございますが、海域でのモニタリング結果については、外務省や経済産業省と連携して、しっかりと国際社会に発信してまいりたいというふうに思っております。

これらの取組を通じて、透明性、客観性、そして信頼性の高いモニタリングを行い、風評影響の抑制につなげてまいりたいと思っております。以上です。

○須藤 磨 汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございました。

それでは、各省から補足で御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、東京電力から回答をお願いいたします。

○小野東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニープレジデント

東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニーの小野でございます。まず初めに、福島第一原子力発電所の事故によりまして、今もなお広く社会の皆さまに大変な御負担、御迷惑をお掛けしてございます。このことを深くおわび申し上げたいと思います。また、当社の原子力事業におけます度重なる不適切事案ということもございまして、広く社会の皆さまに御不安と御不信を抱かせてしまったこと、このことも重ねておわび申し上げたいと思います。当社の事業運営能力に強い御懸念があるということを真摯に受け止めまして、福島原子力発電所の事故の反省と教訓、この原点にしっかりと立ち返って、ガバナンスの強化をして体制を立て直してまいりたいといふふうに考えているところでございます。

本日は、本当にいろいろと大変貴重な御意見を頂いたと、まずは感謝を申し上げたいと思います。処理水が安全な水であるということを確認するため、本日頂いた御意見、それから専門家の方の御意見等を踏まえて、安全な放出のための設備のあり方というものをしっかりと検討してまいりたいと思います。現在具体的な処分設備等の検討を進めているところでございますが、関係者の方の御意見も伺いながら、また安全を確認するためにIAEAのレビューも受けながら取り組んでまいりたいと思います。

それから、トリチウムの除去技術等、新しい技術の動向にもしっかりと目配りをして、さらには、継続して処理設備の能力の向上といったところにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

モニタリングにつきましては、第三者のご協力も頂き、客観性、透明性を持たせるということが非常に大事だと考えてございまして、具体的なあり方についても、今後、関係者の御意見も伺いながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。正確な情報を透明性高く継続的に発信をするということにも努めたいと思います。この、情報を正確に伝えるためのコミュニケーションについてですけれども、正しい情報を国内外に問わず多くの方に知っていただくことが重要であることは、これはある意味、当たり前のことかもしれませんが、単に伝えるだけではなくて、きちんと相手に伝わるということが何より重要であるというふうに肝に銘じているところでございます。そのために、メディアを通じた情報発信や、ウェブサイトの改善、また、実際に1Fのご視察をしていただく、そういう機会などを通じて、双方向のコミュニケーションを徹底してまいりたいと思います。

いずれにしましても、漁業関係者をはじめとする関係する方々としっかりと向き合い、また、消費者の皆さま、また広く全国の皆さまにもしっかりとご理解いただけるよう、情報発信をしっかりとやってまいりたいと考えているところでございます。いずれの取組につきましても、国の御指導を頂きながら、しっかりと主体性を持って取り組んでまいりたいと思っています。引き続きの御指導をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○高原東京電力ホールディングス福島復興本社代表

東京電力ホールディングス福島復興本社代表の高原でございます。私の方からも、私ども

の原子炉事故によりまして今もなお大変な御迷惑をお掛けしていますことを、重ねておわびを申し上げます。

本日は、処理水の安全性の発信、あるいは、その理解促進、モニタリングに関する御意見、風評影響に関する御懸念、また風評抑制のための具体策、さらには賠償の具体的な枠組みについて御意見を頂戴いたしました。

また、東電に対しまして、国よる強い指導をとという御意見も頂戴いたしましたが、その根底には、当社の賠償に対するこれまでの御不信や、原子力事業における不適切事案への御懸念があるものと、改めて重く受け止めております。また、そのためには信頼の回復が何より大切だと思っておりますが、事故の当事者として、その覚悟と責任を持って信頼回復に取り組んでまいり所存でございます。

風評抑制のための対策につきましては、まずは、新たな風評を発生させないという強い決意の下、これまで頂いた御意見を踏まえて、更に今後もさまざまな場面で関係の皆さまの御意見を伺いながら具体策を検討してまいりたいと存じます。それでもなおALPS処理水の放出による風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償の期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただき所存でございます。現在、賠償の算定方法や請求方法について、被害を受けられた方のお手間をできるだけ軽減できるように検討しているところでございます。本日、皆さまから頂戴いたしました御意見や、関係の皆さまから寄せられるお声、御要望を踏まえ、しっかりと整理した上で説明を始められるように準備を進め、夏頃に向けて整えてまいりたいと考えております。今しばらくお時間を頂戴したいと思います。いずれにいたしましても、国の御指導、関係の皆さまのお声を頂きながら、主体性を持って取り組んでまいり所存でございます。引き続き、御指導、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございます。

それでは、これまでの国と東京電力の回答に対しまして、更なる御質問や追加の御質問があればお願いをいたします。なお、オンラインでございますので、画面上で手を挙げていただくか、挙手のボタンが付いていると思いますので、それでお知らせをいただければと思います。何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、土屋副知事、お願いいたします。

○土屋北海道副知事

ありがとうございました。4人の副大臣からの御説明、そして東電からの御説明、よく分かりました。私どもの不安、懸念の気持ちというのは、何よりも漁業者の方々、浜の方々、そして、流通消費の関係者からの不安に対する声でございます。この声をしっかりと受け止めていただいて、実際に放出されるのは2年後ということでございますけれども、海外への

理解も含めて、省庁の方々に力を合わせていただきながらしっかりとやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

ありがとうございます。その他、ございますでしょうか。あるいは、国側から何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、特にならぬようでございますので、本日の議題は以上となります。追加で御意見、御質問がございましたら、会議終了後、いつでも、どのような形でも結構でございますので、御連絡を頂けますと幸ひでございます。また、御説明が足りないというお話もございました。私どもの方からも機会を見つけてお邪魔をしてみたいし、また、お申し付けをいただければ、ぜひお邪魔をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

それでは最後に、座長の江島経済産業副大臣からごあいさつをお願ひいたします。

○江島経済産業副大臣

本日は本当に貴重な御意見をそれぞれのお立場から頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。今日、皆さまから頂いた御意見に関しましては、昨年の御意見を伺う場、あるいは方針決定後の説明の場などを通じてお伺いをしてきておりますさまざまな御意見、御懸念と併せまして、しっかりと受け止めさせていただこうと思っております。また、冒頭にも申し上げましたが、何といたしても、それぞれの現場、道県の、一番身近な風評被害を受ける可能性がある地域からの生の声というのが一番重要だと思っておりますので、随時また御意見を頂いて、またそれに対する対策が速やかに取れるものは即応体制で取り組んでいきたいと思っております。従いまして、このワーキンググループも今後も継続的に維持していこうと思っております。また状況の変化、あるいは政府の新たな対策等に関しましても、また御意見を伺えればと思っております。どうぞ引き続きまして、今、御案内もありましたが、このワーキンググループの場だけではなくて、随時皆さまの道県からの御意見を頂戴できれば、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

本当に今日はありがとうございました。

○須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監

江島副大臣、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第6回ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループを閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。